

# 平成 28 年度 第 1 回大阪府社会教育委員会議

日時 平成 28 年 11 月 4 日 (金) 14 時～15 時 30 分  
会場 大阪府庁新別館北館 会議室兼防災活動スペース 1

## 1 開会

## 2 議事

- (1) 子どもの読書活動状況に関する指標について
- (2) 「第 3 次大阪府子ども読書活動推進計画」に関する平成 28 年度の取組み状況
- (3) 平成 29 年度の取組み方針について

## 3 その他

## 4 閉会

---

### <配付資料一覧>

- 1 大阪府社会教育委員会議委員名簿
- 2 大阪府社会教育委員会議関係例規
- 3 「第 3 次大阪府子ども読書活動推進計画」概要版 (抜粋)
- 4 子どもの読書活動状況に関する指標
- 5 子ども読書活動推進のための具体的方策 (府が主体となって進める取組み)
- 6 平成 29 年度事業の方向性
- 7 OSAKA PAGE ONE キャンペーンについて

## 社会教育委員名簿 (平成 28 年 10 月 31 日現在)

専門分野	所属・職名		氏名
学校教育	大阪市学校図書館協議会 会長	大阪市立新北島小学校 校長	藤本 慶昭
学校教育	大阪府学校図書館協議会 役員	岸和田市立山直中学校 校長	藤田 弘
学校教育	大阪府高等学校図書館研究会 会長	大阪府立高津高等学校 校長	村田 徹
学校教育	一般社団法人大阪府私立幼稚園連盟 理事長	学校法人ひじり学園 認定こども園 せんりひじり幼稚園ひじりにじいろ 保育園 園長	安達 謙
社会教育	大阪公共図書館協会 会長	寝屋川市立中央図書館 館長	尾崎 安啓
社会教育	大阪府子ども文庫連絡会 運営委員		藤井 郁子
社会教育	一般財団法人大阪国際児童文学振興財団 理事・総括専門員		土居 安子
社会教育	八尾市教育委員会事務局 教育総務部 生涯学習スポーツ課長		南 昌則
社会教育	千早赤坂村教育委員会事務局 教育課長		北浦 秀明
家庭教育	大阪府 PTA 協議会 副会長		後藤 充弘
学識関係者	京都ノートルダム女子大学 人間文化学部人間文化学科 教授		岩崎 れい
学識関係者	大阪樟蔭女子大学 学芸学部 教授		萩原 雅也
学識関係者	平安女学院大学 短期大学教授		金子 眞理
学識関係者	日本児童図書出版協会 会長	株式会社評論社 代表取締役社長	竹下 晴信
学識関係者	大阪府書店商業組合 理事長	株式会社清風堂 代表取締役社長	面屋 龍延

# 平成 28 年度 第 1 回大阪府社会教育委員会議 配席図

日 時 平成 28 年 11 月 4 日(金) 14 時 00 分～

場 所 大阪府庁新別館北館 1 階 会議室兼防災活動スペース 1

萩原議長

土居副議長

	○		○	
藤本委員	○			○
藤田委員	○			○
村田委員	○			○
安達委員	○			○
尾崎委員	○			○
藤井委員	○			○
	○	○	○	

面屋委員

竹下委員

岩崎委員

後藤委員

南委員

課長補佐  
 日下部貴美子  
 総括主査  
 裏門 幸起子  
 社会教育主事  
 佐伯 穂高  
 大阪府立中央図書館司書部長  
 吉川 逸子  
 地域教育振興課長  
 津田 清

入  
口

## 大阪府社会教育委員条例

昭和三十四年十月十六日  
大阪府条例第三十六号

大阪府社会教育委員条例をここに公布する。

大阪府社会教育委員条例

(設置)

第一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十五条第一項の規定に基づき、大阪府社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（昭五六条例七・昭六〇条例八・一部改正）

(定数)

第二条 委員の定数は、三十人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、大阪府教育委員会が委嘱する。

（平二六条例一〇七・一部改正）

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第四条 委員の報酬の額は、日額八千三百円とする。

2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

3 委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

（昭三六条例二・昭三九条例一六・昭四三条例六・昭四七条例五五・昭五一条例四・昭五二条例三〇・昭五四条例二七・昭五六条例七・昭六〇条例八・昭六三条例五・平四条例五・平二四条例一一・平二八条例九・一部改正）

(費用弁償)

第五条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

3 前二項の規定にかかわらず、委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

（昭四〇条例三七・昭六〇条例八・昭六〇条例四六・昭六三条例五・平一一条例八・平一八条例九・平二〇条例五五・一部改正）

(支給方法)

第六条 委員の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

（昭六〇条例八・平一九条例二・一部改正）

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、大阪府教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、報酬に関する規定は、昭和三十四年四月三十日から適用する。

(条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 大阪府社会教育委員定数等に関する条例（昭和二十四年大阪府条例第七十号）

二 大阪府社会教育委員費用弁償支給条例（昭和二十四年大阪府条例第七十一号）

附 則（昭和三十六年条例第二号）抄

この条例は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十九年条例第一六号）

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年条例第三七号）抄

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。

（昭和四一年規則第二号で昭和四一年一月一日から施行）

附 則（昭和四三年条例第六号）

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和四七年条例第五五号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年条例第四号）

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五二年条例第三〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年条例第二七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年条例第七号）

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年条例第八号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年条例第四六号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年条例第五号）

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成四年条例第五号）

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年条例第八号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年条例第九号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年条例第二号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年条例第五五号）

この条例は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則（平成二四年条例第一一号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年条例第一〇七号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年条例第九号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

大阪府社会教育委員会議規則

昭和五十九年三月三十一日  
大阪府教育委員会規則第四号  
改正 平成一二年四月一二日教委規則第一三号

大阪府社会教育委員会議規則をここに公布する。

大阪府社会教育委員会議規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府社会教育委員条例（昭和三十四年大阪府条例第三十六号）第七条の規定に基づき、大阪府社会教育委員による会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関する事項を定め、併せて専門委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法その他会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 会議は、社会教育委員（以下「委員」という。）で組織する。

(専門委員)

第三条 会議に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）が、委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱し、又は解任されるものとする。

(議長及び副議長)

第四条 会議に議長、副議長各一名を置く。

2 議長及び副議長は、委員が互選する。

3 議長は、会議を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 議長は、会議を招集し、その議事を整理する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第六条 会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、議長が指名する。

3 会議は、その定めるところにより、部会の議決をもつて、会議の議決とすることができる。

(専門委員の報酬等)

第七条 専門委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、委員の例による。

(庶務)

第八条 会議の庶務は、大阪府教育庁市町村教育室において行う。

(平一二教委規則一三・平一七教委規則四・平二八教委規則一五・一部改正)

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年教委規則第一三号）

この規則は、平成十二年四月十三日から施行する。

附 則（平成一七年教委規則第四号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年教委規則第一五号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 第3次大阪府子ども読書活動推進計画の概要

## 第3次大阪府子ども読書活動推進計画とは

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（H13）に基づき、概ね5年間（H28-32年度）にわたる施策の基本的方針、推進のための指標と具体的な方策を明らかにするもの。

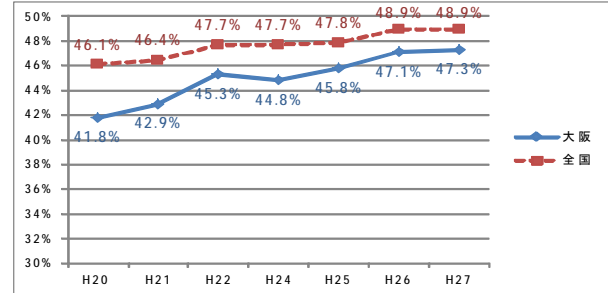
## 第2次計画の主な成果と課題

※図表番号は計画（素案）本文中のもの。

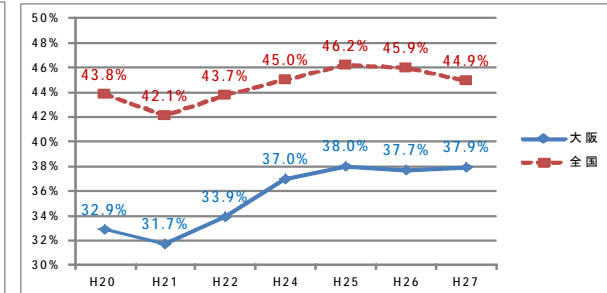
1 大阪府の「読書が好き」な子どもの割合はこの5年間で改善し、全国平均との差は縮まる傾向にある。しかし、中学生、高校生と年齢が上がるに従って読書離れが進んでおり（図表9、11参照）、特に中高生に対する読書活動推進の取組みが必要である。

■全国学力・学習状況調査結果（読書に関する項目の経年変化）

「読書が好き」と答えた児童・生徒の割合・小6



「読書が好き」と答えた児童・生徒の割合・中3



2 子どもの読書活動について保護者に働きかけを行う幼稚園・保育所等や、読書活動ボランティアと連携して読み聞かせを行う小学校は増えた（図表 14、16 参照）ものの、乳幼児期や小学校低学年の頃に読み聞かせをしてもらっていない子どもが相当数いる（就学前：15%、小学校低学年：50%）ことから、多様な場で子どもへの読み聞かせを行う機会を拡大することが必要である。

3 子ども読書活動推進計画を策定している府内市町村は5年前に比べ3市増えて34市町になったものの、9市町村が未策定である（図表8参照）。未策定や計画期間が終了した市町村においては、計画の策定・改訂を進め、府・市町村それぞれが計画的に子ども読書活動を進めていくことが必要である。

## 子どもの読書活動推進の意義

子どもの読書活動は、子どもが人生を豊かにし、より深く、主体的に生きる力を身につけていくうえで欠くことができないものである。

### 【子どもの読書活動の大切さ】

- ・感性を磨き、「豊かな心」を育む
- ・言葉を学び、知識を獲得し、思考を深化し、創造する力や表現力を磨き、更なる知的探究心を育む
- ・必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる情報活用能力を身に付ける
- ・生涯を通じて自発的に学び続けようとする習慣を身に付ける
- ・読書好きであるかどうかは学力の様々な部分と強い関連

## 基本方針及び具体的な方策

**基本方針**：発達段階や生活の場に応じて本と親しむことにより、全ての子どもが読書の楽しさと大切さを知り、自主的に読書活動を行うことができる環境整備に大阪全体で取り組みます。

**成果指標** 「読書が好き」な子どもの割合を全国平均以上とする。（平成32年度）※全国学力・学習状況調査（文部科学省）による数値

### 具体的取組み

#### 子どもが本と出会うために（きっかけづくり）

- ・おすすめの本の紹介（リーフレットの作成、新刊紹介の講座など）
- ・読み聞かせの重要性に関する啓発や手法の普及（就学前読書活動フォーラムや読み聞かせ研修会の実施など）
- ・ビブリオバトル（書評合戦）の普及（中学生ビブリオバトル大会や研修の実施など）
- ・府立図書館の中高生向け情報発信ウェブサイトの充実

#### <取組みの指標>

- ①保護者に対して絵本の読み聞かせの講座、おすすめ絵本の紹介、おすすめ絵本のリストの作成・配布などの取組みをしている教育・保育施設の割合
- ②中高生向けに子ども読書活動の支援を行っている公立図書館の割合
- ③府が実施する読み聞かせの重要性・手法に関する研修や講座の実施回数

#### 子どもが目的に応じて読む力をつけ、本から学ぶために（読む力、考える力の育成）

- ・学校で行う調べ学習への府立図書館資料の活用促進（協力貸出しの実施、高校への広報強化）
- ・教育センターや府立図書館による学校図書館や公立図書館を活用した授業展開等に関する研修の実施
- ・学校図書館を利用した先進的な取組み事例等の情報提供（読書活動フォーラムの実施）

#### <取組みの指標>

- ⑥国語の授業で学校図書館を活用している公立学校の割合
- ⑦総合的な学習の授業で学校図書館を活用している公立学校の割合

#### 子どもが本と親しむために（本を読むことの習慣化）

- ・読書活動推進の好事例の収集・情報発信（市町村図書館における中高生に対する取組み、学校における読書指導や学校図書館の環境づくり・運営等にかかる先進的な取組みなど）
- ・府立図書館が行う学校等への団体貸出しの充実
- ・府立高等学校における学校図書館の開館時間の確保

#### <取組みの指標>

- ②中高生向けに子ども読書活動の支援を行っている公立図書館の割合（再掲）
- ④月に数回以上全校一斉の読書活動を実施している公立小学校・公立中学校の割合
- ⑤全校一斉の読書活動以外の取組みを実施している公立学校の割合

#### 子どもの読書環境づくりを支える人と体制をつくるために

- ・読書に親しむことの重要性について普及・啓発（月に一度読書を楽しむ日として「PAGE ONE の日」の設定、「子ども読書の日」等の広報及びイベントの開催、民間団体と連携した普及・啓発活動の展開）
- ・子どもの読書環境づくりを支える人への研修・支援（公立図書館司書、学校司書、司書教諭、読書活動ボランティア等）

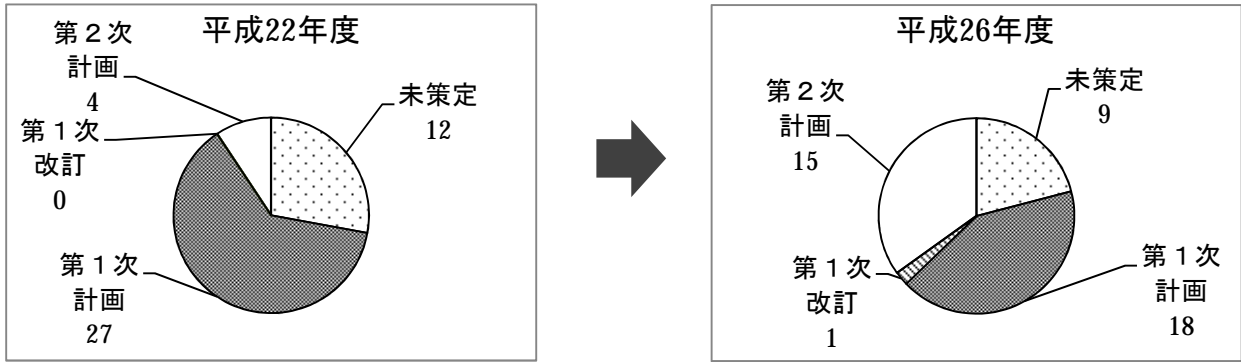
#### <取組みの指標>

- ⑧府内市町村子ども読書活動推進計画の策定率
- ⑨府が実施する子どもの読書活動推進に関わる人を対象とする講座等の実施回数

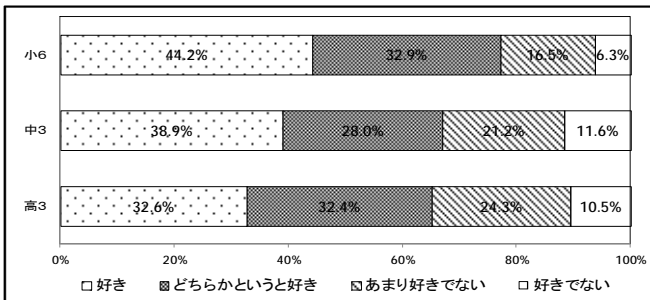
※ 取組みの指標の数値は裏面参照



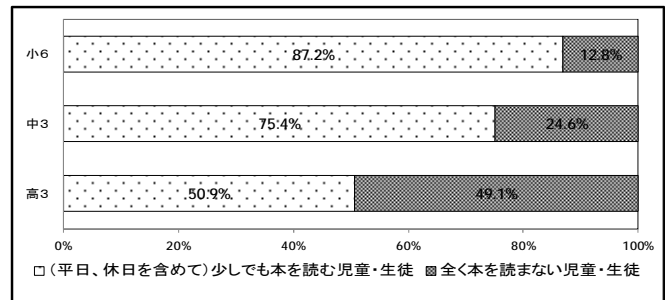
図表8 府内市町村の子ども読書活動推進計画の策定状況



図表9 本が好きな子どもの割合



図表11 児童・生徒の読書状況



図表10 本を好きでない理由（複数回答）

	ア 物語や内容が楽しくない	イ 読みたいと思う本がない	ウ 本を読んだことがあまりない	エ 本を読んでも役に立たない	オ 読むのに時間がかかる	カ 何を書いているのかわからない	キ 文字だけでは、イメージがわからない	ク わからない	ケ その他	無回答
小学6年生	11.1%	35.5%	12.9%	3.8%	35.2%	7.7%	19.5%	13.2%	11.5%	3.1%
中学3年生	8.3%	47.6%	15.4%	5.1%	40.2%	11.0%	17.1%	12.0%	8.5%	0.2%
高校3年生	4.9%	35.5%	23.7%	1.4%	43.9%	4.6%	9.0%	10.2%	4.9%	0.7%

図表14 読書活動ボランティアと連携している学校、教育・保育施設の割合

	保育所		幼稚園		小学校		中学校		高等学校		支援学校
	公立	私立	公立	国立・私立	公立	国立・私立	公立	国立・私立	公立	国立・私立	国立・公立
平成26年度	59.3%	23.6%	67.6%	12.6%	86.5%	58.8%	48.7%	3.8%	16.4%	1.3%	35.6%
平成21年度	45.4%	20.7%	51.8%	8.3%	78.0%	25.0%	13.0%	8.8%	1.8%	8.8%	25.0%

図表16 保護者に対して取組みを行っている教育・保育施設の割合

	保育所		幼稚園	
	公立	私立	公立	国立・私立
平成26年度	95.5%	81.6%	95.1%	68.0%
平成21年度	82.1%	73.0%	75.1%	57.9%

<出典>

図表8 「子ども読書活動推進計画策定状況調査」(文部科学省 平成22、26年度)

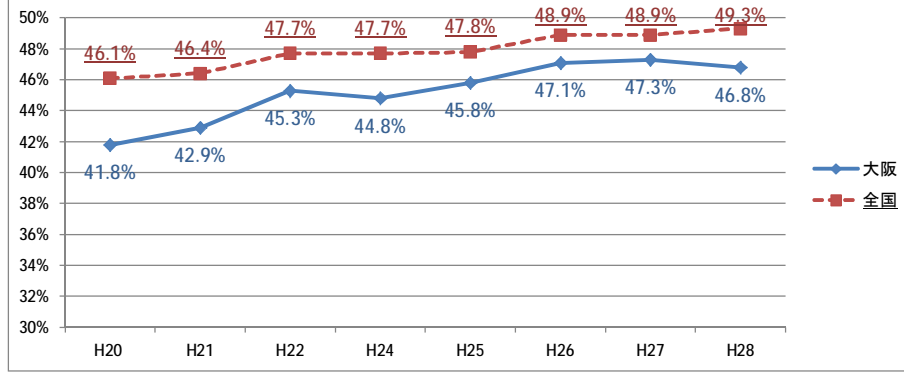
図表9～11、14、16 「子どもの読書活動推進の取組み等調査」(大阪府教育委員会 平成27年3月～6月)



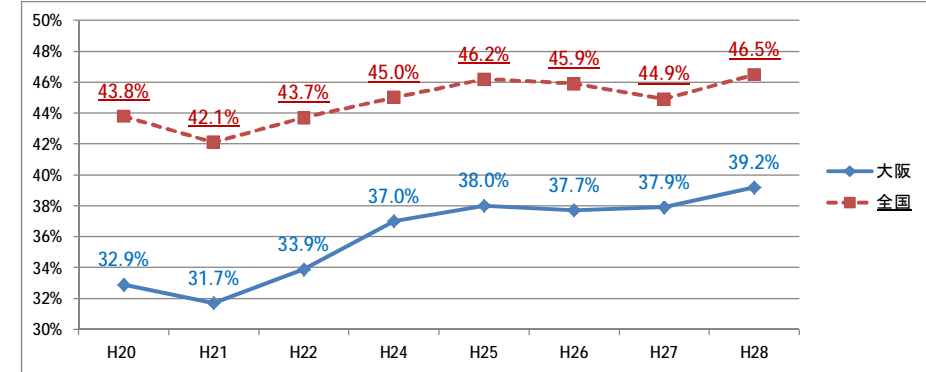
平成23年度は、東日本大震災の影響等により調査を実施していない。

■全国学力・学習状況調査結果

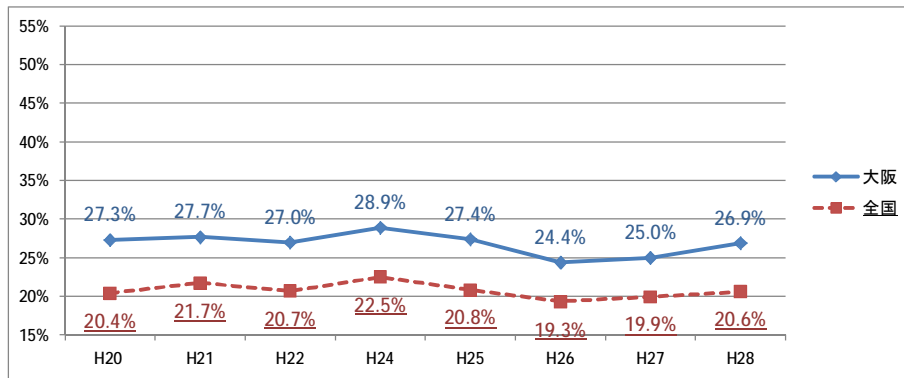
「読書が好き」と答えた児童・生徒の割合・小6



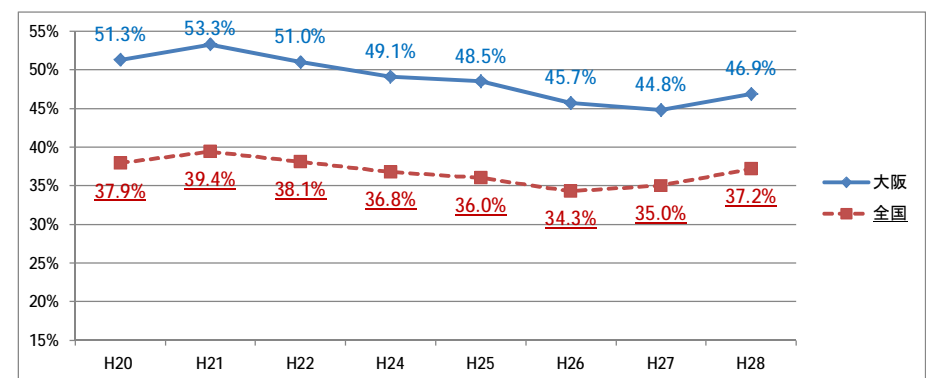
「読書が好き」と答えた児童・生徒の割合・中3



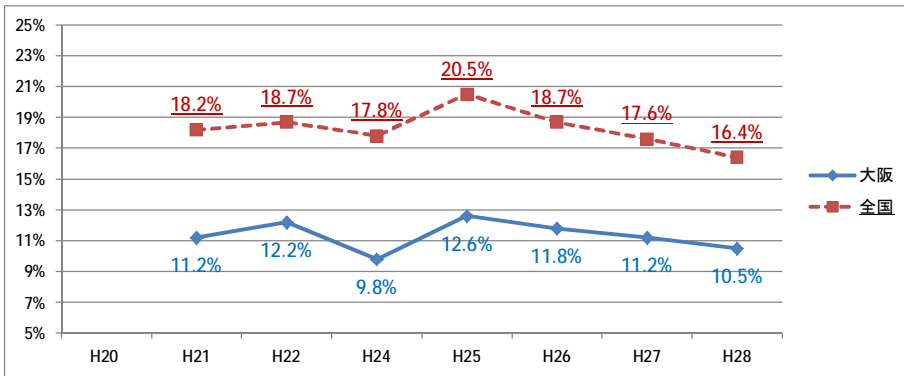
学校や授業の時間以外の普段の日(月～金曜日)に全く読書をしないと答えた児童・生徒の割合・小6



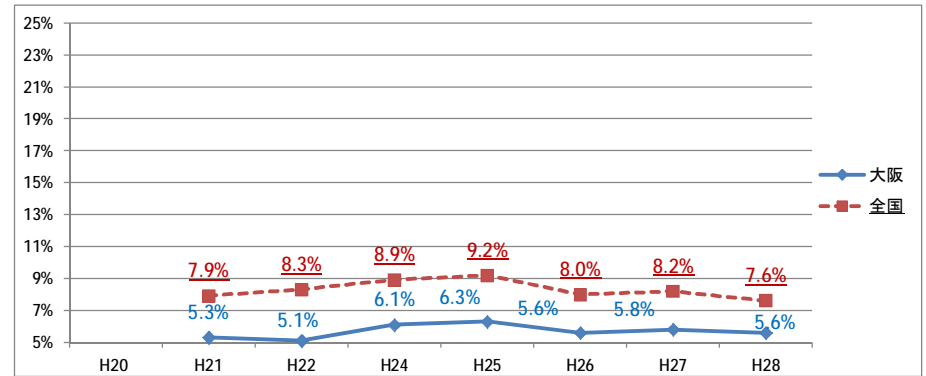
学校や授業の時間以外の普段の日(月～金曜日)に全く読書をしないと答えた児童・生徒の割合・中3



学校や地域の図書館へ週に1～3回程度又は4回以上行くと答えた児童・生徒の割合・小6



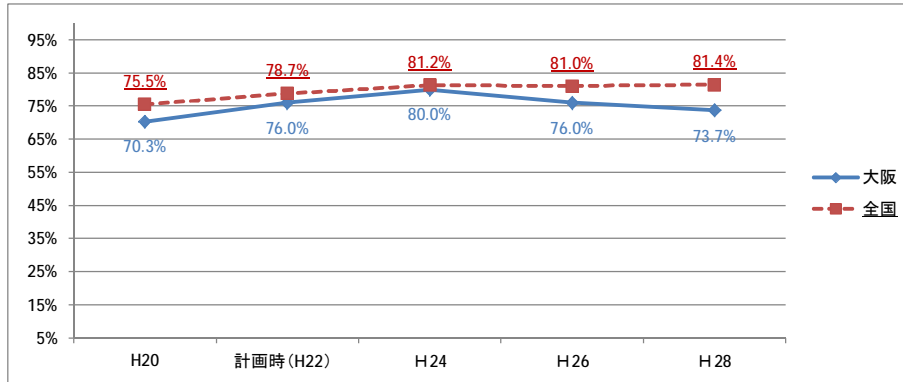
学校や地域の図書館へ週に1～3回程度又は4回以上行くと答えた児童・生徒の割合・中3



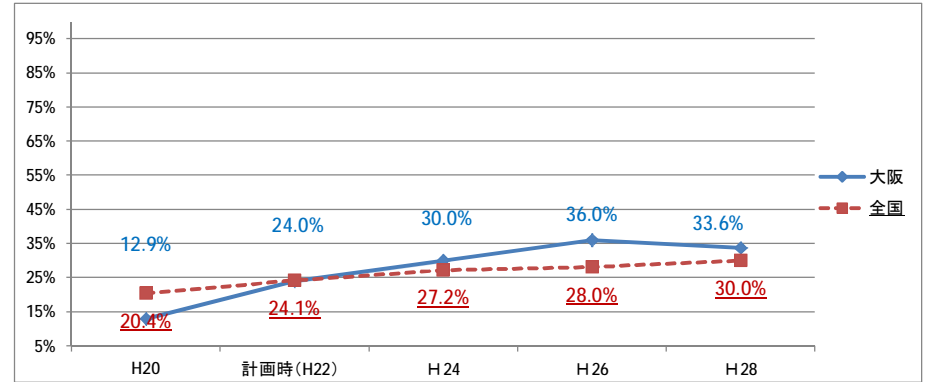
※平成20年度は質問項目なし

■学校図書館の現状に関する調査

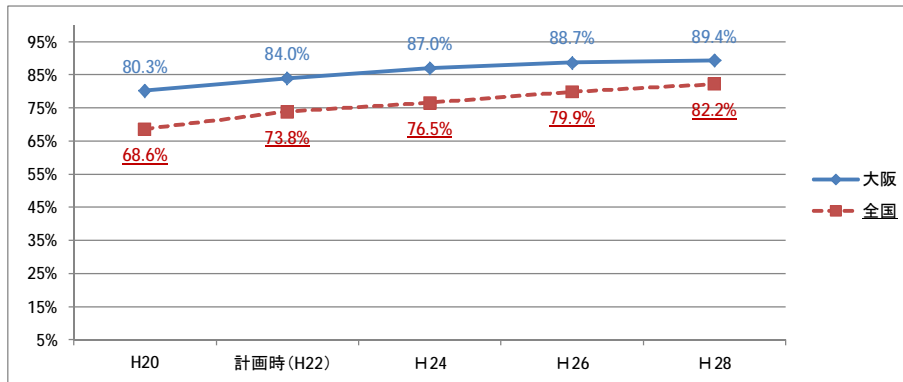
ボランティアを活用している学校の割合・小学校



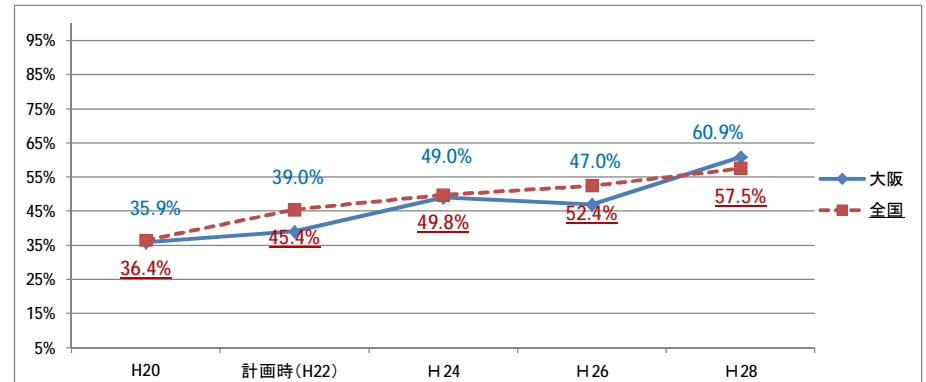
ボランティアを活用している学校の割合・中学校



公立図書館と連携を実施している学校の割合・小学校

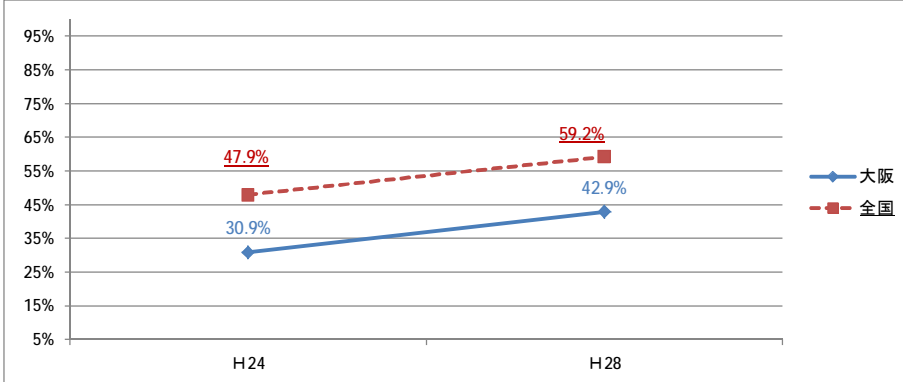


公立図書館と連携を実施している学校の割合・中学校



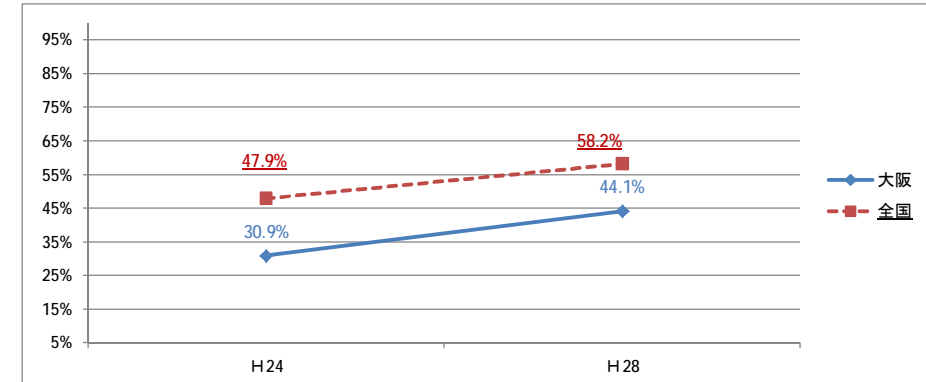
学校司書の配置している学校の割合・小学校

※全校配置 平成28年度 26市町村



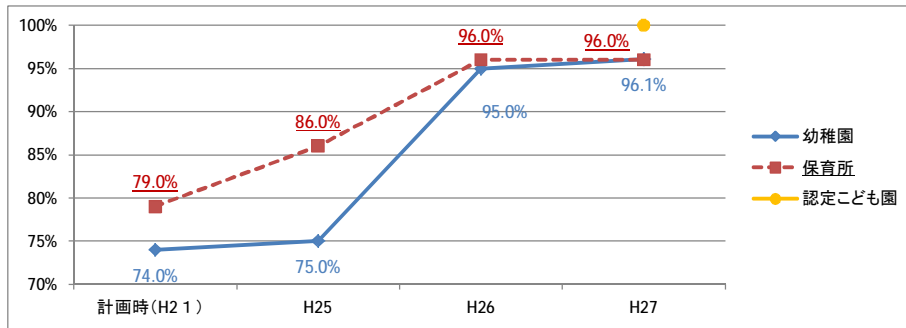
学校司書の配置している学校の割合・中学校

※全校配置 平成28年度 26市町村



■大阪府独自調査

保護者への啓発を実施している教育・保育施設の割合



## 取組みの指標

指標	平成 26 年度	平成 27 年度	目標値 (平成 32 年度)	データの出典
① 保護者に対して絵本の読み聞かせの講座、おすすめ絵本の紹介、おすすめ絵本のリストの作成・配布などの取組みをしている教育・保育施設の割合	公立幼稚園 95% 公立保育所 96%	96% 96% 認定こども園 100%	100% 100%	子どもの読書活動推進の取組み調査 (大阪府教育委員会・毎年)
② 中高生向けに子ども読書活動の支援※を行っている公立図書館の割合 (※中高生向けの専用コーナーの設置・お勧め本リストの作成、ビブリオバトルの実施など)	68%	76%	85%	子どもの読書活動推進の取組み調査 (大阪府教育委員会・毎年)
③ 府が実施する読み聞かせの重要性・手法に関する研修や講座の実施回数	3回	22回	10回	実績による (目標値は5年間の年平均回数)
④ 月に数回以上全校一斉の読書活動を実施している公立小学校・公立中学校の割合	公立小学校 91% 公立中学校 61%	96% 70%	100% 80%	学校図書館の現状に関する調べ (文部科学省・隔年)
⑤ 全校一斉の読書活動以外の取組みを実施している公立学校の割合	公立小学校 97% 公立中学校 64% 公立高等学校 50% 特別支援学校 68%	H28年度から 調査項目なし	100% 80% 60% 75%	学校図書館の現状に関する調べ (文部科学省・隔年)
⑥ 国語の授業で学校図書館を活用している公立学校の割合	公立小学校 99% 公立中学校 82% 公立高等学校 47% 特別支援学校 59%	98% 72% 57% 58%	100% 100% 60% 75%	学校図書館の現状に関する調べ (文部科学省・隔年)
⑦ 総合的な学習の授業で学校図書館を活用している公立学校の割合	公立小学校 97% 公立中学校 76% 公立高等学校 28% 特別支援学校 49%	95% 70% 39% 41%	100% 90% 35% 75%	学校図書館の現状に関する調べ (文部科学省・隔年)
⑧ 府内市町村子ども読書活動推進計画の策定率(期限切れを含まない)	市 64% 町村 20%	73% 20%	100% 70%	「子ども読書活動推進計画」策定状況調査 (文部科学省・毎年)
⑨ 府が実施する子どもの読書活動推進に関わる人を対象とする講座等の実施回数	28回	64回	35回	実績による (目標値は5年間の年平均回数)

## ■子ども読書活動推進のための具体的方策(府が主体となって進める取組み)

	視点	発達段階に応じた取組み				平成28年度の実施状況	平成29年度の取組みの方向性	
		乳幼児期	小学生期	中学生期	高校生期			
本と出会う	1	リーフレットや冊子、ウェブサイトやSNSを通じて子ども向けのおすすめ本の情報提供を行います。また、リーフレットや冊子について、子どもや保護者が訪れる図書館以外の場所でも入手できるような工夫を検討します。	○	○	○	○	◆『親と子が楽しむはじめての絵本』の改訂 平成29年3月検討予定 ◆おすすめ本の紹介冊子「ほんだな2016」を作成し、府域市町村図書館、大阪市を除く小学校と支援学校および母子保健主管課に配布。また図書館ホームページに掲載。 ◆ヤングアダルト向け図書紹介リーフレット「ヤングアダルト YAIYAIYA! No.96」を発行し、図書館ホームページに掲載。	◆『親と子が楽しむはじめての絵本』平成30年3月改訂について検討 ◆「ほんだな2017」および「ヤングアダルトYA! YA! YA!」等の発行
	2	公立図書館司書・学校司書、司書教諭等の教職員・ボランティア等を対象に、1年間に出版された「新刊紹介」の講座を実施します。	○	○	○	○	◆「紹介と解説 2015年に出版された子どもの本」の開催 平成28年5月13日、14日、15日 中央図書館	◆2016年に出版された子どもの本を紹介する講座の実施
	3	中学生におすすめの本を紹介する取組みを民間と連携しながら進めます。	○		○	○	◆調整中	
	4	就学前読書活動フォーラムにおいて、公立図書館や教育・保育施設等で実施されている就学前の子どもの保護者への啓発の取組みについて、情報提供をします。	○	○	○	○	◆就学前読書活動フォーラムの開催 平成29年2月8日 エルおおさか	◆就学前児童にかかる読書推進をテーマとした後継フォーラムを検討
	5	幼稚園教諭や小学校教員、読書活動ボランティア等に対し、読み聞かせの手法に関する研修を実施します。	○	○	○	○	◆教員向け研修の実施 ・「保育技術専門研修A」(支援学校幼稚部・幼稚園教員対象) 平成28年8月3日 出席者数72名 ・「小学校読書活動推進研修」(小学校教員対象) 平成28年8月3日 出席者数31名 ◆子ども読書活動推進リーダー研修の実施 年3回 ◆読みメンになろう! 家族で本を楽しもう! 研修 3地区(各地区全5回)	◆次年度も継続実施の予定
	6	保護者に対し、読み聞かせの重要性に関する啓発や、乳幼児向けのおすすめ本の紹介、親子で読み聞かせを体験する場の提供を行います。	○	○	○	○	◆『親と子が楽しむはじめての絵本』の配布 ◆おはなし会プログラムを図書館ホームページに掲載 ◆えほんのひろばの開催 平成28年4月 大阪府公館 平成28年6月 イオンモール茨木 平成28年8月 中央図書館 平成28年10月 イオンモール大阪ドームシティ 平成28年11月 イオンモール四條畷 ◆乳幼児向けおはなし会「親と子のひろば たんぼぼ」の開催 第1・3金曜日 ◆3歳児以上向けおはなし会の開催 毎水曜日、土曜日、日曜日	◆えほんのひろば普及啓発リーフレットの作成 ◆えほんのひろばモデル事業・コーディネーター研修の実施(フォーラムとの合同開催) ◆『親と子が楽しむはじめての絵本』配布の継続 ◆おはなし会の継続実施
	7	PTA、子ども会や子育て支援にかかる民間団体、民間企業等に対して、世代間交流や子育て支援の一環として、読み聞かせ、おはなし会やえほんのひろばの開催等に取り組んでもらえるよう働きかけます。また、公立図書館や民間団体等が実施するえほんのひろばのための図書セットをつくりまします。	○		○	○	◆えほんのひろば貸出しセットの作成及び運用 えほんのひろばや読み聞かせに活用するためのえほんのひろば貸出しセットの作成し、貸出しを行った。 図書セット 465冊 平成28年8月から貸出し開始(現在までの活用実績:10件) ◆展覧会制作講習会の開催 平成28年6月 5回 ◆教育コミュニティづくりに係るコーディネーター研修での情報提供 平成28年 9月 ◆教育コミュニティづくりメルマガでの情報提供	◆えほんのひろば普及啓発リーフレットの作成 ◆えほんのひろばコーディネーター研修の実施 ◆その他民間団体への情報提供については、引き続き実施
	8	市町村に対し、保健センターや教育・保育施設、学校、公民館等を活用した読み聞かせが普及するよう、好事例や、交付金・助成金の活用例等の情報を提供します。	○		○	○	◆市町村担当者会議での説明を検討中	◆市町村担当者会議での説明を検討中
	9	定期的に読み聞かせ等を行っている団体の活動等にかかる情報を収集・整理・分析し、提供します。	○	○	○	○	◆未着手	
	10	ビブリオバトル(書評合戦)等に関する学校教職員や公立図書館司書向け研修の実施や大阪府中高生ビブリオバトル大会の開催により、学校や公立図書館等におけるビブリオバトル(書評合戦)の普及に努めます。	○		○	○	◆ビブリオバトル研修の実施 平成28年7月～8月 府内4カ所実施 ◆大阪府中高生ビブリオバトル大会の開催 平成28年12月17日 大阪府立中央図書館	◆ビブリオバトル研修の実施 平成29年7月～8月 府内2カ所実施 ◆大阪府中高生ビブリオバトル大会の開催
	11	中高生をメインターゲットに図書館の使い方等を紹介したウェブサイト「YAIYAIYA!べんりやん図書館」を充実します。	○		○	○	◆職員の日記帳の掲載回数増とtwitterとの連動による更新PR ◆既存コンテンツの更新 ・「Web版ヤングアダルトYA! YA! YA!」 ・「文学賞受賞作品」「読書感想文全国コンクール課題図書」 ・「ノーベル文学賞」(予定)	◆検討中
	12	図書館を知ってもらう、来てもらうことを目的としたイベントを開催します。	○		○	○	◆スクールサービスディ(図書館貸切)の設定 年6日、第2木曜日 高校、中学校、小学校2校の4校が参加 ◆学校等の長期休暇に合わせて「おたのしみ会」等のイベントを実施 ◆専門家によるテーマ別の講義とおはなし会を開催 ・「歯」のはなし 平成28年10月 中央図書館 ・「ひ」のはなし 平成28年10月 中央図書館 ・「きのこ」のはなし 平成28年11月 中央図書館	◆スクールサービスディの継続実施 ◆学校等の長期休暇に合わせて「おたのしみ会」等のイベントを実施 ◆こども向け絵本の読み聞かせイベントである「歯」のはなし・「ひ」のはなし・「きのこ」のはなしを実施予定

## ■子ども読書活動推進のための具体的方策(府が主体となって進める取組み)

	視点	発達段階に応じた取組み				平成28年度の実施状況	平成29年度の取組みの方向性
		乳幼児期	小学生期	中学生期	高校生期		
13	府立図書館において、学校図書館のニーズにあわせた学校支援サービスを展開します。特に府立学校への学校支援を強化します。					<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「高校生のための図書館講座 LibCo(りぶこ)」※の実施 ※調べる力をつけることができる、高校生向けの図書館講座付き見学プログラム</li> <li>◆特別貸出用図書セットの充実</li> <li>◆「特別貸出用図書セット貸出実施要項」の改訂 …貸出条件を緩和等し、府立学校へ広報。</li> <li>◆府立高校における図書館活等の活性化を図るため、府立図書館の搬送システムの活用を検討を行う予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「高校生のための図書館講座 LibCo(りぶこ)」を引き続き実施。</li> <li>◆特別貸出用図書セットの充実</li> </ul>
14	学校図書館の蔵書を補完し、子どもが興味を持つ本をタイムリーに提供できるよう、府立図書館と、市町村図書館を経由した学校図書館との連携の強化に向けた検討を行います。	○				◆府立高校における図書館活等の活性化を図るため、府立図書館の搬送システムの活用を検討を行う予定。	
15	市町村立図書館の機能を補完するため、府立図書館の協力車を活用し、協力貸出しを行います。					◆府内を9コースに分け、毎週搬送を実施。	◆府内を9コースに分け、毎週搬送を実施。
16	全ての府立高等学校において、生徒が学校図書館を活用できる時間の確保に努め、特に、昼間の学校においては、昼休みと放課後に学校図書館を開館します。	○				◆「府立学校に対する指示事項」において、昼間の学校においては、昼休みと放課後に学校図書館を開館するよう指示。	◆「府立学校に対する指示事項」において指示。
17	府立図書館が実施する団体貸出しについて、学校、教育・保育施設等での利用が促進されるよう、内容の充実や広報に一層努めます。		○			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆特別貸出用図書セットの充実</li> <li>◆「特別貸出用図書セット貸出実施要項」を改訂 …貸出対象の拡大、貸出条件を緩和等し、関係各所に広報</li> </ul>	◆特別貸出用図書セットの充実
18	読書指導や学校図書館運営の先進的な取組み事例、学校図書館の環境づくりについて、学校教職員等に対し情報提供を行います。		○			◆読書活動フォーラムの開催 平成29年2月8日 エルおおさか	◆読書活動フォーラムの実施
19	府内の小中学校において「朝ごはん・朝のあいさつ・朝の読書」を推進する「3つの朝運動」に取り組みます。					◆取組み状況調査の実施 ホームページで取組みの紹介	◆取組み状況調査の実施 ホームページで取組みの紹介
20	中高生(YA世代)に対する読書活動推進の好事例を収集し、市町村立図書館に情報発信します。	○				◆大阪府図書館司書セミナー及び子ども読書活動推進リーダー研修において中高生に対する読書活動推進の好事例を紹介。	
21	本のPOPづくりコンクールを実施します。	○				◆第9回 あなたのおすすめ本のPOP広場の開催 平成28年7～9月募集、10月25日～11月6日作品展示、11月6日表彰式	◆第10回 あなたのおすすめ本のPOP広場の開催
22	子ども向けの点字図書、録音図書、LLブック、外国語図書等の充実、その他電子書籍の活用検討を行います。					<ul style="list-style-type: none"> <li>◆活動終了するボランティア団体から児童向け点字図書の寄贈あり。年度内に受入予定。</li> <li>◆出版された子ども向けの点字図書等の継続的な収集(情報収集含む)。</li> <li>◆子ども向け外国語図書(絵本・児童書)の継続的な収集(情報収集含む)。</li> <li>◆所蔵する障がい者支援資料について目録を整備。ホームページを毎月更新。</li> <li>◆マルチメディアDAISY等の電子媒体書籍について積極的に収集</li> <li>◆支援学校対象を意識した貸出セット作成を準備中</li> </ul>	◆子ども向けの点字図書、録音図書、LLブック、外国語図書等の充実(継続収集)
23	すべての府立支援学校において、学校図書館を利用した授業展開の充実、大阪府学校人材バンクの活用、地域との連携等により、読書活動の一層の充実に努めます。					<ul style="list-style-type: none"> <li>◆点字図書館や中央図書館との連携</li> <li>◆人材バンクを活用した読み聞かせ等、読書活動の充実</li> <li>◆高等部ジョブリンピック等、イベント企画による図書館活用の活性化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域の図書館との連携や、人材バンクを活用した読書活動の充実</li> <li>◆イベントの企画や図書館たよりを活用した、図書館活用の活性化</li> </ul>
24	支援が必要な子どものおはなし会を開催します。特に、障がいのある子どもが本と親しむ機会を定期的に提供します。	○				<ul style="list-style-type: none"> <li>◆手話を用いたおはなし会「楽しい手話」の定例実施 毎月第1・3土曜日</li> <li>◆イタリア語のおはなし会「イタリア語の絵本を楽しもう」 平成28年7月30日</li> <li>◆多言語のおはなし会「いろんな国の言葉のおはなし会」 平成28年9月19日</li> </ul>	◆「楽しい手話」の定例実施、外国語のおはなし会の実施
25	病院や児童養護施設等を対象とした団体貸出しや読書活動ボランティアによるおはなし会の支援を行います。	○				<ul style="list-style-type: none"> <li>◆特別貸出用図書セットの充実</li> <li>◆「特別貸出用図書セット貸出実施要項」を改訂 …貸出対象の拡大、貸出条件を緩和等し、関係各所に広報</li> </ul>	◆特別貸出用図書セットの充実

本と親しむ



■子ども読書活動推進のための具体的方策(府が主体となって進める取組み)

		視点				発達段階に応じた取組み				平成28年度の実施状況	平成29年度の取組みの方向性
		読書活動の推進	読書活動の普及	読書活動の振興	読書活動の支援	乳幼児期	小学生期	中学生・高校生期	高等学校卒業後		
本から学ぶ	26	高校の調べ学習に資する協力貸出しが促進されるよう高校への広報に努めます。		○			○	○	◆府内国公私立すべての高校に、特別貸出用図書セットの新セットや「高校生のための図書館講座 LibCo(りぶこ)」を含む中央図書館学校支援サービスについての案内を送付する。	◆府内国公私立すべての高校に、大阪府立中央図書館学校支援サービスについての案内を送付	
	27	教育センターにおける教員向け研修において、学校図書館や公立図書館を活用した授業展開等に関する研修を実施します。		○			○	○	◆図書館を活用した授業づくり研修(中学校、高等学校、支援学校教員対象) 平成28年8月4日 出席者数17名	◆次年度も継続実施の予定	
	28	読書活動フォーラムにおいて、学校図書館を利用した先進的な取組み事例等を提供します。		○			○	○	◆読書活動フォーラムの開催 平成29年2月8日 エルおおさか	◆読書活動フォーラムの開催	



## ■子ども読書活動推進のための具体的方策(府が主体となって進める取組み)

	視点	発達段階に応じた取組み			平成28年度の実施状況	平成29年度の取組みの方向性
		乳幼児期	小学生期	中学生・高校生期		
29	広く府民に、子どもが小さい頃から読書に親しむことの重要性について啓発を行います。また、月に一度読書を楽しむ日として「PAGE ONEの日」を設定し、家庭で本を読む、図書館や書店に親しむことを市町村や民間企業・団体等と連携して府民への普及啓発に努めるとともに、府立図書館においてもイベントを実施します。	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆OSAKA PAGE ONE推進会議の発足(8月からキャンペーンを開始)</li> <li>◆OSAKA PAGE ONEの日にえほんのひろばを開催 平成28年8月 中央図書館 平成28年10月イオンモール大阪ドームシティ 平成28年11月イオンモール四條畷</li> <li>◆資料小展示『「ピーター・パンの世界」展 平成28年8～9月 国際児童文学館</li> <li>◆本のPOP広場の表彰状贈呈式 平成28年11月6日 中央図書館</li> <li>◆おはなし会等の開催 おはなし会と楽しい手話 第1土曜日 中央図書館 絵本と紙芝居の会 第1日曜日 中央図書館</li> <li>◆府立図書館内での広報 「PAGE ONEの日」を含む1週間、貸出レシートにキャッチコピーをプリントするとともに閲覧各室で啓発ステッカーを掲示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆OSAKA PAGE ONE キャンペーンの継続</li> <li>◆図書館におけるおはなし会、絵本と紙芝居の会、資料展示等の実施</li> </ul>
30	書店やPTA、子ども会等の民間団体と連携するなど多様な機会と手段を活用した、読書の魅力と重要性に関する啓発を展開します。	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆教育コミュニティづくりに係るコーディネーター研修での情報提供(平成28年9月)</li> <li>◆教育コミュニティづくりメルマガでの情報提供</li> </ul>	◆民間団体への情報提供については、引き続き実施
31	親子で読書を楽しむことの重要性を学ぶための教材を作成し、府が進めている親学習を通じて読書活動の大切さの保護者への普及に努めます。	○	○	○	◆未着手	◆教材の検討を行う。
32	「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」にあわせ、府立図書館で子ども向けのイベントを開催します。また、府内の市町村立図書館の取組みに関する情報を収集・整理し、ウェブサイトで提供します。	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子ども向けのイベントの開催 ・えほんのひろばの開催 平成28年4月 大阪府公館 ・絵本の読み聞かせと工作 平成28年4月29日 中央図書館 ・おはなし会 平成28年4月9・13・16・20・23・27・30日5月3・4・7日 中央図書館 ・絵本と紙芝居の会 平成28年4月10・17・24・日・5月1日 中央図書館 ・楽しい手話 平成28年4月16・5月7日 中央図書館 ・乳幼児おはなし会 平成28年4月15日・5月6日中央図書館 ・おたのしみ会 平成28年5月5日 中央図書館</li> <li>◆府内の市町村立図書館の取組みに関する情報 ホームページの更新(毎月1回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ホームページの更新(毎月1回)</li> <li>◆おはなし会、おたのしみ会等イベントの実施</li> </ul>
33	公立図書館司書、学校司書、司書教諭を対象とした研修を実施します。	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆大阪府図書館司書セミナー 年6回 (うち1回は「児童サービス」等、子ども読書関係の研修を実施)</li> <li>◆公立図書館と学校との合同研修 年2回</li> <li>◆子ども読書活動推進リーダー研修 年3回</li> <li>◆子ども読書活動推進支援員養成講座 年3回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆大阪府図書館司書セミナーを年数回実施する。このうち1回は必ず「児童サービス」等、子ども読書関係の研修を実施</li> <li>◆公立図書館と学校との合同研修を年3回実施</li> <li>◆子ども読書活動推進支援員養成講座を年3回実施</li> </ul>
34	市町村立図書館における乳幼児向けサービスが向上するよう、図書館職員等への研修を行います。	○	○	○	◆司書セミナー、出前講習、子ども読書活動推進支援員養成講座において乳幼児も意識した児童サービスの研修を行っている。	◆司書セミナー、出前講習、子ども読書活動推進支援員養成講座における乳幼児も意識した児童サービスの研修の継続実施
35	小学校及び中学校における学校司書や司書教諭を中心とした学校図書館の活性化が進むよう、市町村に対して働きかけるとともに、学校図書館を活用した好事例等の情報を提供します。	○	○	○	◆市町村教育委員会学校図書館担当指導主事会の実施 平成28年8月9日	◆市町村教育委員会学校図書館担当指導主事会の実施
36	府立学校において、司書教諭等を中心に、全ての教職員による学校図書館の運営体制を確立します。	○	○	○	◆「府立学校に対する指示事項」において、司書教諭を中心に、全ての教職員による学校図書館の運営体制を確立させるよう指示。	◆「府立学校に対する指示事項」において指示
37	中学校・高等学校の教職員向けに、中高生が魅力的な本と出会うための先進的・効果的な取組事例の紹介や手法について情報提供します。	○	○	○	◆読書活動フォーラムの開催 平成29年2月8日 エルおおさか	◆読書活動フォーラムの実施
38	読書活動ボランティア養成講座を実施します。	○	○	○	◆子ども読書活動推進支援員養成講座 年3回(うち2回は府立中央図書館を会場に実施(9月28日)、1回を図書館未設置自治体で実施)	◆子ども読書活動推進支援員養成講座を年3回実施する。内2回は府立中央図書館を会場に実施し、1回を図書館未設置自治体で行う。
39	市町村に対し、子ども読書活動推進計画の策定や、子ども読書活動推進のための連絡会議の設置について働きかけます。	○	○	○	◆計画未策定市町村へのヒアリングの実施	
40	市町村に対し、学校支援地域本部等における子どもの読書活動に関する取組みの好事例を紹介するとともに、取組みの実施について働きかけます。	○	○	○	◆未着手	
41	定期的に読み聞かせ等を行っている団体の活動等にかかる情報を収集・整理・分析し、提供します。(再掲)	○	○	○	項番9参照	

人づくり・体制づくり

## 平成29年度事業の方向性

## 【重点的に取り組むべき項目】

① 読書離れの進む中・高校生が魅力的な本と  
出合うきっかけづくり

中高生

② 乳幼児や小学生に対する読み聞かせの普及

読み  
聞かせ

③ 子どもの読書活動に関わる人材の確保、  
スキル向上と、支援人材同士が、相談・協力・  
連携できるネットワークづくり

ネット  
ワーク

# 平成29年度事業の方向性

## 「大阪子ども読書活動推進ネットワークフォーラム事業」(国費:公募型提案)

(文部科学省委託事業「読書コミュニティ拠点形成支援事業」)

### ◇全体フォーラム(年2回)

#### 第1回:えほんの広場コーディネート研修(11月頃を予定)

えほんの広場の実施、コーディネーターによる運営ノウハウの研修、  
絵本及び関連グッズの展示・販売

分科会:子どもの読書活動推進に関する官民の好事例発表、官民  
連携した読書コミュニティ形成についてのパネルディスカッション。



#### 第2回:ビブリオバトルデモンストレーション(2月頃を予定)

街なかの会場での公開ビブリオバトル

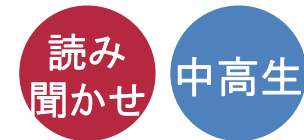
分科会:学校での子どもの読書活動推進や学校図書館の活性化に  
関する講演会及び事例発表



### ◇読み聞かせ啓発(えほんの広場普及)

読み聞かせ啓発リーフレットの作成(小学1年生の保護者を対象)

えほんの広場モデル事業の実施、普及チラシの作成



### ◇読み聞かせボランティア育成研修(5地区各1回を予定)

60代の定年退職後の活力のある男女をメインターゲットに、読み聞かせの効果、  
絵本の魅力についての講演。読み聞かせの方法についての講義・実技。各地域  
のボランティア団体等への結びつけの構築。



## 平成29年度事業の方向性

### 子ども読書活動推進事業(府単費)

◇ ビブリオバトル研修(2地区各1回 7月～8月を予定)

小学校、中学校、府立学校教諭、司書教諭、学校図書館司書、公立図書館司書を対象に子どもがゲーム感覚で本を紹介しあうビブリオバトルの意義や効果を学び、体験する研修を実施。



◇ 第3回大阪府中高生ビブリオバトル大会(11月～12月を予定)



◇ OSAKA PAGE ONEキャンペーン広報



◇ 「えほんのひろば」セット貸出し事業(継続)



◇ その他

### 図書館資源を活用した読書活動支援事業(国費:公募型提案)

(文部科学省委託事業「図書館資源を活用した困難地域等における読書・学習機会提供事業」)

公立図書館のない市町村における実施の可否について検討中



# OSAKA PAGE ONE キャンペーンについて

- 大阪府では、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」を平成28年3月末に策定しました。5年後に、「読書が好きな子どもの割合を全国平均以上にする」ことを目指し、家庭や地域で読書を楽しむ日として、「OSAKA PAGE ONE の日」(毎月第1土曜日・日曜日、8月～)を設け、読書の大切さを府民に伝えていきます。
- 「OSAKA PAGE ONE の日」を中心に、乳幼児への読み聞かせや、不読率の高い中高生が魅力的な本と出会うための取組みを中心に、家庭や地域での読書活動を促進するための取組みを進めます。
- 取組みの実施にあたっては、大阪全体で子ども読書活動の推進に取り組む機運を高めていくことが重要であるとの観点から、民間企業や団体と協働して進めていきます。

- ・えほんの広場の普及
- ・保護者への働きかけ



## 市町村、図書館等

- ・おはなし会等本に関する催し



- ・おすすめ本の関連企画



- ・HP、広報媒体による「OSAKA PAGE ONEの日」の周知
- ・書店及び図書館での催しの紹介
- ・中高生向けおすすめ本の紹介
- ・ブックカバーデザインコンテストの実施

## 大阪府

### ■平成28年度事業概要(予定)

1. 「OSAKA PAGE ONE キャンペーン推進会議」の設置
2. 「OSAKA PAGE ONEの日」の周知、家読、地域活動での読み聞かせ等の呼びかけの実施
3. 公立図書館等の公の施設、協力書店、民間商業施設等におけるおはなし会、ワークショップ、おすすめ本の展示等の実施
4. 中高生に向けた著名人によるおすすめ本の紹介の実施(OSAKA BOOK RECOMMEND)
5. 商業施設等を活用したえほんの広場モデル事業の実施及び貸出しセットの提供による地域の自主的な取組みの支援
6. OSAKA PAGE ONEの日を普及するためのブックカバーコンテストの実施及びカバーデザインの協力書店での活用

### ■参画団体

市町村等、学校、教育・保育施設、事業者、民間団体、府（平成28年7月19日現在24団体）

### ■平成28年度のOSAKA PAGE ONEの日

平成28年 8月6日・7日、9月3日・4日、10月1日・2日、11月5日・6日、12月3日・4日

平成29年 1月7日・8日、2月4日・5日、3月4日・5日

### ■キャンペーンコピー



- ・ワークショップ等の展開
- ・児童書に関するプロモーション

## 協力書店等

- ・おすすめ本のプロモーション



## 公民連携により子どもの読書活動を推進



- ・学校、教育・保育施設での児童保護者に対するおすすめ本の紹介

学校、教育・保育施設



- ・ブックカバーデザインを学校で公募、優秀作を書店で配付

